

と畜場の臨時開場又は閉場の届 審査基準

【事務の根拠及び届出様式等】

と畜場法施行細則第十八条第三項

と畜場の設置者又は管理者は、と畜場を臨時に開場又は閉場をしようとするときは、その七日前までに別記第十五号様式により知事に届け出なければならない。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

〔法人の場合は、その名称・主
たる事務所の所在地・代表者
の氏名〕

と畜場の臨時開場又は閉場届

下記のとおり、と畜場法施行細則第18条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 と 畜 場 名
- 2 臨時開場又は閉場年月日
- 3 そ の 理 由

(日本産業規格A列4番)